

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

小さな流れに少しずつ勢いがつき、大きなうねりとなる。
日立鉾山の煙突から撒き散らかる亜硫酸ガスから地域住民を守るために煙害克服の象徴としてソメイヨシノが植えられて、今年で100年になります。当時、23歳の地元の一人の若者が起こした小さな流れが企業や地域住民の心を動かし、155.7メートルの大煙突を建設し、そして今、市民と日立市が映画化に向けて大きなうねりを作りあげようとしています。地域のために何かできないかという一人一人の思いが花を咲かせようとしています。

私の書棚より

○巨大組織は、各階層が少しずつでもズレると、その重みによって大きく軋んでしまう。それぞれが抱く不信が増幅し、大きな事故につながっていく。

○企業を成長させる過程で、組織体が複雑に絡み合い、意思決定や情報ラインが錯綜する巨大組織がある。複雑である故に、中身が見えにくく、意思決定者が明確にならず、よって無責任体質が蔓延する。

「失敗の研究」
金田信一郎著 日本経済新聞出版社

税務アンテナ

□被相続人の一人暮らしの居住用家屋で、相続開始により空き家になった家屋を、耐震リフォームをするか又は取壊した後に譲渡した場合の3,000万円控除の特例は、共有で相続した場合には、譲渡全体に3,000万円控除ではなく、共有者それぞれに3,000万円控除が適用されます。

ただし、相続の時から譲渡まで居住、貸付け、事業の用に供されていないことの要件を満たしている証明として、電気若しくはガスの閉栓証明書又は水道の使用廃止届出書等、また、耐震リフォームや取壊工事に係る請負契約書の添付が必要となります。

□被相続人の居住の用に供されていた宅地等を相続した場合には、330㎡まで80%評価額を減額される特例があります。

取得者が被相続人と同居していた配偶者の場合には要件はありませんが、取得者が被相続人と同居していた親族の場合には、相続開始の時から相続税の申告期限までその宅地等に居住し、所有している必要があります。

また、取得者が被相続人と同居していない親族の場合には、被相続人に配偶者や同居している相続人がおらず、相続開始前3年以内に日本国内にあるその人又はその人の配偶者の所有する家屋に居住したことがなく、その宅地等を相続税の申告期限まで所有していることが要件となります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

3月の税務スケジュール

10日	○2月分の源泉所得税の納付
15日	○所得税の確定申告・贈与税の申告書提出開始
31日	○1月決算法人の確定申告 ○7月決算法人の中間申告(予定申告)

31日	○4月、7月、10月決算法人の消費税中間申告 ○3月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	--

今月の贈る言葉『勇氣とは慣れた自分を捨てること』 by エディー・ジョーンズ